

相模原市農業委員会第4回会議議事録

開 会 日 時 令和7年6月30日 午後1時36分

閉 会 日 時 令和7年6月30日 午後2時33分

開 催 場 所 産業会館4階 特別会議室

出 席 委 員 (○印)

①	齋藤 孝之	⑧	西東 邦雄	⑮	高橋 三行
②	築地原 優二	⑨	鈴木 輝彦	⑯	加藤 通一
③	阿部 健	⑩	菱山 喜章	⑰	檜島 真
④	黒木 竜郎	⑪	斉藤 嘉之	⑱	菊地原 靖
⑤	藤村 達人	12	木下 賢一	⑲	大塚 優子
⑥	渋谷 久夫	⑬	志村 佳男		
⑦	山口 幸男	⑭	岸 義之		

出席委員 18名

欠席委員 1名 (12番木下賢一委員)

傍聴人 0名

事 務 局 菊地原央 山下淳 清水正之 武信秀直

議事録署名人 議 長

議席 4番

議席 10番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第2回農政運営委員会報告
3	議案第19号	農地法第5条の規定による許可申請について
4	議案第20号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
5	議案第21号	農地法第5条の規定による許可申請について
6	議案第22号	農用地利用集積等促進計画の要請について
7	議案第23号	農用地利用集積等促進計画に係る意見について
8	報告第13号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
9	報告第14号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
10	報告第15号	農地所有適格法人の報告について
11	報告第16号	非農地証明書の発行について
12	報告第17号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
13	報告第18号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
14	報告第19号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第4回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、12番木下賢一委員より、欠席の旨通告がありますので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、4番黒木竜郎委員、10番菱山喜章委員を御指名いたします。よろしく申し上げます。

本日の傍聴はございませんので、引き続き、議事を進めます。

それでは、これより日程に入ります。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

日程1「会務報告」をいたします。

菊地原事務局長に報告いたさせます。

事務局（菊地原事務局長）

それでは、令和7年5月30日から令和7年6月29日までの主な会務につきまして、報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

6月18日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告6件となっております。

6月23日、農業会議第56回総会及び特別講演会が開催されまして、阿部会長及び私が出席しております。内容につきましては、令和6年度事業報告及び収入・支出決算に関する件ほかでございます。

続きまして、市関係でございます。

5月30日、農業委員会第3回総会を行いまして、農業委員19名が出席しております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

6月12日に本庁地区個別報告会を、13日に津久井地区個別報告会を行いまして、農地利用最適化推進委員が12日は9名、13日は8名出席しております。内容につきましては、5月の活動報告についてほかでございます。

6月17日、第2回農政運営委員会を行いまして、高橋委員長、農業委員10名が出席しております。内容につきましては、昨年度に提出した市への意見に関する令和6年度の実績等についてほかでございます。

6月20日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

続きまして、2のその他でございます。

初めに、その他でございます。

6月16日、農地再生モデル事業を行いまして、農業委員4名、農地利用最適化推進委員1名出席しております。内容につきましては、津久井在来大豆の種まき前の準備、施肥でございます。

裏面を御覧ください。

6月27日、農地再生モデル事業を行いまして、農業委員7名、農地利用最適化推進委員4名が出席しております。内容につきましては、津久井在来大豆の種まきでございます。

報告は以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。
それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 第2回農政運営委員会報告

議長（阿部会長）

続いて、日程2「第2回農政運営委員会報告」をいたします。

高橋委員長から報告をお願いいたします。

委員長（高橋委員）

それでは、第2回農政運営委員会の結果報告をいたします。

6月17日に開催されました第2回農政運営委員会の結果について報告します。別途配付されております報告資料を御覧ください。

会議の中で主な意見等ですが、議題1について、農業生産コストの増加等への対応に「家畜の飼料」の文言を追加したいとの意見がありました。

議題2については、親元就農者への支援の拡充、農地転用後の土地の規制についての意見がありました。

議題3について、学校での食農教育の拡充や学校給食への有機栽培した農産物の導入について意見がありました。また、鳥獣被害対策にツキノワグマについての意見を追加すること、表題となっている担い手への農地の集積、集約についての表現の検討、新規就農者への支援の拡充に、親元就農は経年後に積む人が多い旨を追加することなどについて意見がありました。

また、その他として、市長へ意見を渡す日程を早期に調整し、10月中に行うよう意見がありました。

以上で第2回農政運営委員会の結果報告を終わります。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

それでは、以上で第2回農政運営委員会報告を終わります。

日程3 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程3議案第19号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-4から5-6及び5-1007から5-1011は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和7年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページから5ページを御覧ください。

收受番号5-4は、借受人が貸出人が所有する田名の農地2筆、2,381㎡に使用貸借権を設定し、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、隣接する運送会社からの要望により、駐車場として転用するための申請です。申請内容は農地法第4条となりますが、複数地権者による一事業目的のため、本来は利用する権利のない他者の土地についても互いに利用するための権利の設定が必要な申請となっていることから、使用貸借権による農地法第5条の申請となっております。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、南側にブロック10段積み、東側に万能鋼板を設置し、西側及び北側一部は既設RC擁壁を利用する計画です。雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地はリバーサイド田名ホームの北西約80mです。

続きまして、收受番号5-5は、譲受人の鑫山商事株式会社、譲渡人が所有する大島の農地1筆、1,100㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、リサイクル業を営んでおり、当初から計画していた令和6年8月2日許可済地の隣接の用地取得が確保できたため、事業規模拡大として、新たに資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、ブロック2段積み及び万能鋼板を設置し、雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市立大沢中学校の南東約100mです。

続きまして、收受番号5-6は、譲受人の株式会社晃成が、譲渡人が所有する磯部の農地1筆、495㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、不動産業を営んでおり、事業規模拡大により、新規に資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、鋼板単管パイプを設置し、雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請

地は誠心相陽幼稚園の南東約260mです。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、收受番号5-1007は、譲受人が譲渡人が所有する緑区寸沢嵐の農地1筆、300㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、賃貸アパートに住んでおり、手狭なため、新たに自己住宅を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、相模原市道に面する西側を除き、南側と東側は既設のコンクリートブロック積み、北側は既設の擁壁を利用する計画です。雨水については、土のままによる浸透ます設置による敷地内浸透とし、汚水は合併処理浄化槽により処理する計画です。申請地は市立内郷中学校の南約1,000mです。

続きまして、收受番号5-1008は、譲受人の株式会社ファミリーホームが、譲渡人が所有する緑区千木良の農地1筆、551㎡の所有権移転を受け、住宅用地として販売するための宅地造成の転用申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産業を営んでおり、敷地に余裕のある広い宅地として造成し、販売するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、相模原市道に面する北側を除き、東側及び西側については木柵を設置、南側は土留め鋼板を設置し、雨水については、土のままの状態での敷地内浸透とする計画です。なお、申請地は用途地域が指定されており、第一種中高層住居専用地域です。申請地は市立千木良小学校の南約20mです。

続きまして、收受番号5-1009は、譲受人の相模湖不動産株式会社が、譲渡人が所有する緑区小原の農地3筆、813㎡の所有権移転を受け、3区画の住宅用地として販売するための宅地造成の転用申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産業を営んでおり、宅地として造成し、販売するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、相模原市道に面する東側と既設の石積擁壁がある北側を除き、西側及び南側はコンクリートブロック積み、雨水については、各区画とも土のままの状態での敷地内浸透とする計画です。なお、申請地は用途地域が指定されており、第一種住居地域です。申請地は市立北相中学校の北東約600mです。

続きまして、收受番号5-1010は、譲受人が譲渡人が所有する緑区青山の農地2筆、481㎡の所有権移転を受け、自己住宅を建築するための転用申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、譲受人が居住する住宅が国道に面しており、騒音、振動など生活環境がよくなく、最近、ぜんそくも発症したため、住宅を売却し、静かな生活環境である申請地に新たに自己住宅を建築するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、北側及び南側は隣地既設のコンクリートブロック及び新たなコンクリートブロック積み、出入口を除き、相模原市道に面する東側と西側農地との境にはRC擁壁を設置する計画で

す。雨水については、土のままによる浸透ます設置による敷地内浸透とし、汚水については、公共下水道へ接続する計画です。申請地は串川保育園の東約600mです。

続きまして、收受番号5-1011は、譲受人の株式会社リッチブライトが、譲渡人が所有する緑区寸沢嵐の農地1筆、674㎡の所有権移転を受け、住宅用地として販売するための宅地造成の転用申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は16ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産業を営んでおり、住宅のほか、別棟のガレージや広い庭の確保など、敷地に余裕のあるニーズに対応するため、一区画の宅地として販売するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、出入口を除き、北側及び東側は隣地既設のコンクリートブロックを利用、西側及び南側にはコンクリートブロック積みとし、雨水については、土のままの状態敷地内浸透とする計画です。申請地は市立内郷小学校の東約800mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さんに補足説明や御意見を願います。収受番号5-4につきましては、本日、欠席でございますが、中央区担当、木下賢一委員から報告を受けております。

令和7年6月27日に現地調査に行き、雨水や土の流出、土留め等について、周辺に影響はなく、問題はないとのことでございます。また、推進委員の中島委員とは連絡を取り合っており、情報共有をしているという状況でのお話ございました。

それでは、収受番号5-5については、緑区担当、山口幸男委員、お願いいたします。

7番（山口委員）

6月17日に確認してきました。先ほどの砕石敷きとか、万能鋼板とか、そのとおりであれば、境もはっきりしていますし、問題はありません。あと、隣接する農地の所有者の了解も得ているという報告も受けていますので、そのとおりであれば問題ないと思います。ただ、前回の申請地が許可されたときと全然違う状況になっていて、正直言って、この業者はちょっと信用できないなというのが率直な感想です。前回、万能鋼板だったはずのところ、今、鉄板が溶接されています。あと、うろ覚えですけども、雨水は砕石敷きで浸透するはずだったのですが、ゲートが閉められているところも多いので詳しくは見ていませんけれども、全面コンクリート敷きになっているように見えます。

あと、前回の申請地の西側、これは新規就農者が借りている場所だったのですが、鉄板の溶接について、耕作者への連絡は工事が始まってからだと聞いています。ですから、今回、この条件のとおりでしたら問題ないのですが、この条件のとおりになるかどうか、周りに迷惑かけないかどうか、監視する必要があると思います。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

続きまして、収受番号5-6については、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いいたします。

11番（斉藤委員）

6月2日に推進委員の丸塚委員と一緒に現地調査を行いました。土留めもすることなので、問題はないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

続きまして、收受番号5-1007、5-1008、5-1009及び5-1011については、相模湖地区担当、岸義之委員、お願いします。

14番（岸委員）

小原地区と千木良地区は24日に推進委員の榎本委員と一緒に回りました。両方ともしっかり区画も整理されて、くい、その他もしっかりなされていました。問題ないと思います。

27日に寸沢嵐の2件を回りました。こちらも問題ないという判断です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

続きまして、收受番号5-1010については、津久井地区担当、菊地原靖委員、お願いいたします。

18番（菊地原委員）

この案件につきましては、6月25日に奈良推進委員と現地調査を行いました。現地は道路より高くなっております。そのため、工事計画等にあるように、土留めや雨水の浸透ますなど、その辺をしっかりと設置していただければ、転用して住宅を建設するのは問題ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

事務局、補足説明はありますか、あればお願いします。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、收受番号5-5について、委員さんからの質問に対して補足説明をさせていただきます。

まず、この許可済地につきましては、風が大変強い場所ということで、安全性のために、土留めについては補強をしたと話を聞いております。

土留めにつきましては、土留めがしっかりされているかが、審査基準になりますので、ブロック積みの計画だったものが万能鋼板になったり、万能鋼板だったものがブロックの土留めが変わったりということは現場施工でよくあることで、その場合につきましては、図面の差し替え等で対応している形になります。

ただ、雨水につきましては、流出がないように、再度、事務局で確認を取りたいと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

5番（藤村委員）

5－4の説明がちょっと分からなかったのですが、譲受人3名が共同で駐車場をして、駐車場を使いたい人に貸し出す、そういう感じになるのですね。

事務局（武信総括副主幹）

はい、そうです。こちらにつきましては、2筆の土地所有者に対して要望書が出ていて、その場合には事業が一つになりますので、お互いがお互いにそこに権利を設定しないと1つの目的に使えないという申請になっております。

5番（藤村委員）

分かりました。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第19号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数（賛成17、反対1）

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

挙手多数。

よって日程3議案第19号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第20号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変

更申請について

日程5 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程4議案第20号及び日程5議案第21号については、関連議案になりますので、2議案を一括して議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

御異議なしと認めます。

それでは、議案第20号及び議案第21号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（山下所長）

当該案件は、昨年度、自己住宅への転用を承認した案件ですが、当初の転用者が事業を実施することが困難となり、新たな者に承継するものです。当該地は未着手で、従前の状態であるとともに、所有権を移転していない状況です。このため、当初転用者から新たな転用者へ承継するための事業計画変更を議案第20号で行うとともに、土地所有者から新たな転用者となる者への5条許可申請を改めて議案第21号として行うものです。

それでは、6ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第20号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について。別紙農地の事業計画変更申請收受番号5-1001は、農地法関係事務処理要領の規定により、変更をする相当の理由があるので、意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和7年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、7ページを御覧ください。

事業計画変更收受番号5-1001について説明します。本案件は、令和6年11月5日付で自己住宅として転用許可を受けたものですが、施工業者から当初転用者に提示された工事費用が従前に示された見積額より2割程度高くなってしまったこととなった。施工業者からは、資材費などの物価高騰や人件費の高騰によるもので、計画当初に見積額を上回ってしまう可能性があることは説明済みで、その際は協議することとしてあったため、協議を行ったところ、当初転用者は2割程度も高くなると資力に余裕がなくなり、事業の継続が困難とのことであり、事業を引き継ぐ者を新たに求めることとなった。先月、承継する者が現れ、6月10日付で当初の転用者から新たな転用者へ承継する事業計画変更申請が兩名により申請されたものです。

引き続き、議案第21号について説明します。8ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1012は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和7年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、9ページを御覧ください。

整理番号5-1012は、新たな転用者となる譲受人が、譲渡人の所有する緑区青山の農地1筆、477㎡の所有権移転を受け、自己住宅を建築するため転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は18ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、相模原市道に面する南側を除き、コンクリートブロックを設置し、雨水については、敷地内に浸透ますを設置して処理し、汚水については、公共下水道へ接続する計画です。申請地は串川保育園の東約600mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

津久井地区担当、菊地原靖委員、お願いします。

18番（菊地原委員）

これも6月25日に奈良推進委員と現地を調査してきました。2つの議案があるので、どういうわけなのかということで事務局に説明を聞いて、納得したところであります。説明の計画にあるように、きちんと土留めや隣地との区割りをつければ、敷地の目の前に道路があって、今、そこに下水道も通っているので、転用に問題はないものと思われま

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

5番（藤村委員）

最初の方が駄目だと言って、諦めてしまったわけですね。最初の方がやめようと思ったら、次の人が出てきたので、そっちの人に渡しますよという話ですね。そうしたら、1件の話で済むのではないですか。何で2つになっているのかが分かりません。

事務局（山下所長）

国や県の通知に基づいた対応になります。農地転用の許可を1度しているもので、まず、原則、取消しというのはできず、許可を取り消す場合は、行政庁の処分に瑕疵があった場合または農地法第83条の2に基づき、違反処分として行う場合に限定されています。いわゆる行政行為の撤回としての取消しは原則認めないという形になっておりますので、1度許可を受けた当初の転用者から、新たに転用する者の両名による変更申請ということで、承継のための変更手続をします。併せて、新たな転用者が改めて5条の許可申請をすると国、県の通知が発出されていますので、それに則り議案第20号と第21号、それぞれ2つの議案という形になっております。

以上です。

議長（阿部会長）

よろしいですか。
ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですね。
それでは、ただいま2議案を一括して説明を行いました。採決についても一括とすることで御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

御異議なしと認めます。
それでは、採決をさせていただきます。
議案第20号及び議案第21号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

ありがとうございます。
挙手全員。
よって日程4議案第20号及び日程5議案第21号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第22号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議長（阿部会長）

続いて、日程6議案第22号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（山下所長）

それでは、10ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第22号 農用地利用集積等促進計画の要請について。別紙農用地利用集積等促進計画に定める事項整理番号7-1007から7-1012は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、当該事項を示して農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請することとする。令和7年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、11ページから13ページを御覧ください。

本議案は、昨年度までの相対の利用権のものでして、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が、所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて、権利設定をするための農用地利用集積等促進計画を定めるよう、農地中間管理機構へ要請する議案となります。

整理番号7-1007は、経営規模拡大のため、新たに貸借の権利を設定するものです。案内図は20ページを御覧ください。契約期間は3年5か月、件数は1件、1筆、面積は693㎡でございます。

続きまして、7-1008は、経営規模拡大のため、新たに貸借の権利を設定するものです。案内図は22ページを御覧ください。契約期間は3年5か月、件数は1件、3筆、面積は1,146㎡でございます。

続きまして、整理番号7-1009及び1010は、本農業委員会が令和7年3月28日に新規就農者認定した農業者が、ここで初めて貸借の権利を設定するものです。案内図は24ページ及び26ページを御覧ください。契約期間は3年5か月、件数は2件、5筆、面積は2,642㎡でございます。

続きまして、整理番号7-1011は、経営規模拡大のため、新たに貸借の権利を設定するものです。案内図は28ページを御覧ください。契約期間は20年5か月、件数は1件、1筆、面積は909㎡でございます。

続きまして、整理番号7-1012は、経営規模拡大のため、新たに貸借の権利を設定するものです。案内図は30ページを御覧ください。契約期間は5年5か月、件数は1件、2筆、面積は1,480㎡でございます。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

5番（藤村委員）

7-1008の方はどのような方か、説明していただけますか。

事務局（山下所長）

本農業委員会で、令和7年4月4日に新規就農者認定した方で、5月30日の前回の総会において、又野、三井の農地を新規で利用権設定して、経営規模拡大ということで、また新たに今回の貸借の権利を設定するという形です。基本的にネギやコマツナ、カボチャ、お茶を栽培しているのですが、今回の三井のところでは、基本的にお茶を栽培していくということです。

以上です。

5番（藤村委員）

そうすると、11ページの一番下の右下の0㎡というのは、既に0ではないということとで読めばいいわけですか？

事務局（山下所長）

5月30日の前回の総会で利用権設定をしたので、現在、農地中間管理機構で手続き中のため、0㎡としております。

以上です。

議長（阿部会長）

藤村委員、よろしいですか。

5番（藤村委員）

いいです。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第22号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

挙手全員。

よって日程6議案第22号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第23号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議長（阿部会長）

続きまして、日程7議案第23号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、14ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第23号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について。別紙農用地利用集積等促進計画案整理番号7-14から7-17は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件を満たすものと認められるため、同法第18条第3項の規定に基づき、別紙のとおり意見することとする。令和7年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、15ページを御覧ください。本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が、所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて、権利設定をするための農用地利用集積等促進計画の案に対し、求めに応じ、意見するものです。本庁管内の4件について説明いたします。

整理番号7-14は、耕作者の変更に伴い、貸借の権利を設定するもので、合計1件、1筆、547㎡です。

整理番号7-15から7-17は、新規に貸借の権利を設定するもので、合計3件、8筆、2,737㎡です。

新規分の案内図は31ページから36ページを御覧ください。

契約期間は、7-14が従前の貸借の期間を引き継ぎ5か月、7-15から7-17が3年5か月となっています。

利用目的は、7-14と7-15が露地野菜、7-16と7-17が水稻の栽培です。

法第18条第5項に規定する認可用件のうち、第2号イ全部効率利用要件について、経営農地はそれぞれ適切に管理されております。第2号ロ常時従事要件について、それぞれ150日以上で要件を満たしております。第3号の要件については、必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合に審査するものとなっており、今回は審査対象者がおりません。以上のことから、認可要件第2号を満たすものと判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第23号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

挙手全員。

よって日程7議案第23号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 報告第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 9 報告第14号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程10 報告第15号 農地所有適格法人の報告について

日程11 報告第16号 非農地証明書の発行について

日程12 報告第17号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について

日程13 報告第18号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程14 報告第19号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

事務局から補足説明はありますか。

事務局（山下所長）

報告第18号の相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について、事務局から補足させていただきます。それでは、31ページから35ページを御覧ください。

今回の届出の件数は、本庁分と津久井事務所分を合わせて、6件、41筆です。その中で、番号1001及び1002については、農業委員会によるあっせんの希望がございました。1001、1002、このお二人はご兄弟で、農協へ相談する予定とのお話でしたが、事務局といたしましては、届出人の意向等を改めて確認するとともに、特に1001は筆数が多いことから、今後、事務局で全ての筆の現地確認を行い、必要に応じて、地区担当の農業委員さん、それから、推進委員さんに相談させていただきたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

議長（阿部会長）

各委員さんから御発言がございましたら、お願いします。

5番（藤村委員）

1001、これはどこかなと思ってグーグルの航空写真で見て、何か所か畑があるなというのは分かったのですが、ほとんど分からない。あっせん希望ありというのは、まあ、何とかしてよという話なのだろうけど、具体的に、これはどうしたらいいのですか。もし、近くの農業委員さんとかで分かれば、面積だけ見ると、7,000㎡もあって、誰か使ってくれればいいなと思うけど、どうなのですか。

事務局（山下所長）

1001の24筆は7,449㎡ありまして、そのうちの5筆が青地で、19筆が白地という形になっております。藤村委員もおっしゃったように、まだ現地調査ができておりませんので、事務局で現地確認も踏まえまして、届出人に改めて意向を確認し、必要に応じて、担当の農業委員さん、地区担当の推進委員さんに御相談させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（阿部会長）

場所的に、穴川ですので、ざっと見れば谷あいのところというか、ちょっと谷戸のところですよ。そういうエリアですので、現状、耕作されていないところもそれなりにあるとも感じております。そういう状況ですが、それが農地として利活用されればこれに勝ることはないので、ぜひ地域の農業委員さん、推進委員さん、農協も含めて、いい方向へ持って行ってもらいたいと思います。事務局、よろしくをお願いします。

2番（築地原委員）

初めてな部分もあるので教えていただければと思うのですが、31ページのNo.4、中央区の方、田名ですけれども、登記簿は畑だけれども、上3つは畑・雑種地、公衆用道路、宅地ということなので、届けを受けて、地目変更とかは検討されないのかということです。

それから、それに似たようなのがありますけれども、32ページ、No.6です。これは山梨の方が届けておられますけれども、これも同じく、登記簿は畑ですけれども、現況が庭だったり宅地、公道ということです。面積もそれなりにあるので、地目変更はされないのかということと、それから、下3つは畑ですよ。あっせんの有無がなしなので、ちょっと心配ですね。農地として継続されるのかどうかということか、継続して農地としてできるのかということで、確認等がされているのかということですね。

それから、同じく、先ほど藤村委員からありましたけど、33ページの1001番も、下から5筆目、登記上は田だけれども、現況は原野と明確になっているかなと思うので、これもやはり地目変更ですよ。検討しないのかということです。34ページの下のように原野がありますね。そういったところを確認したほうがいいかなと、改めて届出が義務化されているので、この際、きちんと農地は農地として把握する。農地とみなされないのであれば、地目変更したほうが、相模原の農地の実態を正確に把握するという面でも大事なかなと思いました。

以上です。

事務局（武信総括副主幹）

市街化区域、調整区域にかかわらず、許可または届出をした土地所有者に対しては、事務局として、登記法上の地目変更登記については、3か月以内の義務があるので、登記所で地目変更を行ってくださいという指導は毎回窓口でしております。ただ、実際に、土地の売買などが発生しない限り、地目変更登記をしてくれる方が少ないのが現実になっております。

1006の山梨県の方につきましては、今、近隣の方に作業をお願いしているということで、現在は委託を受けた方が畑を管理しているという形になっております。

以上です。

2番（築地原委員）

ありがとうございます。

議長（阿部会長）

現況、原野の場所についてはどうなっていますか。

事務局（武信総括副主幹）

1001の現況が原野につきましては、非農地の指針に該当するような場所であれば、非農地申請をしてくださいと指導しております。

以上です。

2番（築地原委員）

ありがとうございます。

5番（藤村委員）

築地原委員と同じことですが、32ページの一番下の約2反、その上の1,300㎡は何となく市民農園的に使われていて、それから、その次の1,300㎡も何となく農家風の使い方で、2反、1,900㎡のほうがグーグルで見ると荒地地でしたね。場所的にも、南区の新規就農者がやっていて、使ってもらえればよいかななんて気がするのですが、ただ、軽トラがぎりぎり入れるかどうか、道路付けが悪いのです。ですから、その上の2枚の承認が得られれば、3枚一体で何か考えられれば、表側に1,300㎡の2枚があつて、裏側に1,900㎡があるので、うまく話が進めば裏が使えるという気がするのですが、どうでしょうか。

事務局（武信総括副主幹）

毎年、利用状況調査というのをやっていますので、そこで不耕作判定が続くような場合は、土地所有者に、今後、この畑について管理はどうするのかというような通知を送りますので、土地所有者の意向に沿った形で、うまく借りる方が見つければ、その方にやっていただくというような形になると思います。

以上です。

議長（阿部会長）

よろしいですか、藤村委員。

ほかに御発言はございませんか。

ないようでございますので、以上で日程8報告第13号から日程14報告第19号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第5回総会は、令和7年7月31日木曜日、午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市役所第2別館3階第3委員会室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第4回総会を終了いたします。